

別表 2 (第10条関係)

公共下水道事業受益者負担金減免基準

(単位:パーセント)

区分	対象となる土地等	減免率	備考	該当例	
条例第8条第1項 (国又は地方公共団体が公共の用に供している土地)		100		道路・公園・河川・水路・広場・防火水槽等	
条例第8条第2項第1号 (国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)	1 国又は地方公共団体が所有し、又は使用している土地	学校用地	75	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校	小学校・中学校・高校等
		社会福祉施設用地	75	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業のため設置する施設	老人ホーム等
		警察法務収容施設用地	75		刑務所・拘置所等
		一般庁舎用地	50		役場庁舎・消防署・派出所等
		病院用地	25		国公立の病院等
		有料の公務員宿舎用地	25		
		文化財用地	100	文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき指定された文化財の用地及び建物その他の工作物の敷地(公共以外の文化財用地もこれに準ずる)	
		社会教育施設及び体育施設用地	75		公民館・図書館・体育館等
	有料駐車場及びこれらに類する事業施設用地	25			
2 国又は地方公共団体が公用に供することを予定している土地		1を準用する。	予定施設の用途目的により、それぞれの減免率を適用する		
条例第8条第2項第2号 (国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)		25	地方公営企業が行う事業用地等	水道事業等	

条例第8条第2項第3号 (国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)	国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地		100	都市計画法に基づく事業認可がなされた土地	
条例第8条第2項第4号 (公の生活扶助を受けている受益者)			100	生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている者	
条例第8条第2項第5号 (事業のため物件等を提供した受益者)				減免率は、実情に応じその都度認定する	公共下水道の事業費等を負担したもの
条例第8条第2項第6号 (その状況により、特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)	1 学校法人が設置する学校及び各種学校の土地	学校用地	75	私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校	
		専修学校用地、各種学校用地	25	学校法人が設置する専修学校及び各種学校	
	2 社会福祉法人が設置する施設の土地	社会福祉施設用地	75	社会福祉法に規定する社会福祉法人が同法第2条に規定する事業を行う施設	私立保育所等
	3 宗教法人の境内地		50	宗教法人法(昭和26年法律第126号)に規定する宗教法人の境内地(神社、寺院等の境内地)(本来の目的以外の使用部分は除く)	
	4 墓地		100	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地(墓地・納骨堂等)	
	5 管理人等の居住しない神社・寺院等であって、通常広く地域のために使用されている土地		100	行政区等で管理する施設に係る土地に限る	
	6 公道に準じる私道		100	周囲に所有者が異なる2以上の宅地があり、かつ、通行の用に供しているもの	
	7 急傾斜地等のため、宅地化が不可能又は著しく困難な土地		100		
	8 鉄道事業用地	踏切 駅前広場 プラットフォーム及び軌道用地 その他の施設用地	100 100 75 25		
9 公共的団体が管理し、又はその活動の用に供	各地区の公民館又は集会所	100		各地区公民館・集会所	

	する施設に係る土地	行政区等が管理し、若しくはその活動の用に供するその他の土地	100	その実情に応じ町長が必要と認めたもの	
		遠賀町消防団が使用している土地	100		格納庫等
10	高圧架空電線路用地等	高圧架空電線路用地	25	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第48条第2項の規定により建造物の建築を禁止された土地	
		変電所用地等	25		変電所用地、高圧架空電線用鉄塔用地等
11	その他特に減免の必要がある場合			減免率は、実情に応じその都度認定する	